

空き家と住まいの なんでも相談会

無料

空き家や住まいのお悩みを
専門家に相談してみませんか？

司法書士

宅地建物取引士

建築士

将来空き家になりそう…
どうしよう…

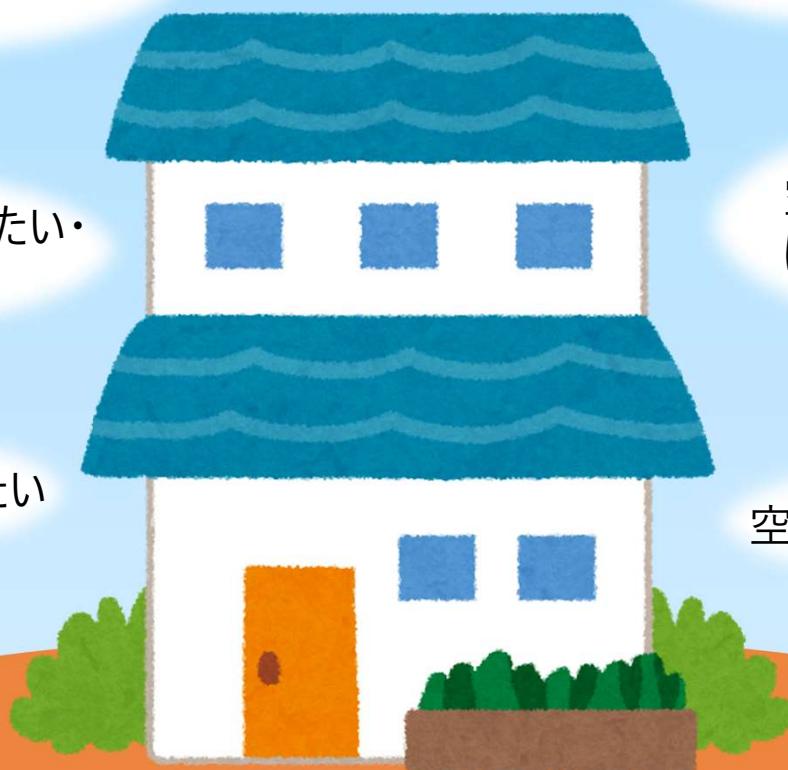
空き家を解体したい

空き家を売りたい・
貸したい

空き家を持っている
けどどうしよう…

相続を整理したい

空き家を活用したい



日 程 令和8年2月6日（金）

時 間 10時00分～16時00分

場 所 パレア若狭 研修室

申 込 事前予約制（先着10組）

予約先：若狭町観光まちづくり課 0770-45-9112

主 催：若狭町空家等対策協議会